

街なみの形成に関するルールづくり等の指定状況

宗像都市計画区域内においては、土地利用のすみわけを行うために、用途地域が設定されており、用途地域ごとに、建物の用途、建ぺい率、容積率などのルールが定められています。第1種、2種低層住居専用地域においては、建築物の高さの限度を10m、敷地面積の最低限度を200㎡に設定しています。

さらに、各地域の状況に合わせたきめ細かなルールをつくるために、「地区計画」という制度があります。地区計画では、地域のまちづくり組織で話し合いを重ね、住民の合意を得ることにより、地域ごとにルールをメニューの中から決定することができます。市内には地区計画を策定している地域が25地区存在し、地域ごとに設定されたルールが、景観の形成にとって大きな役割を担っています。

また、建築協定や緑地協定を定めている地域もあり、土地の分譲を受けたものが協定に従うという形で、街なみ形成に関するルールが定められています。

その他にも、県の条例や市の規則により、区域指定やまちづくり協定の締結が行われ、地区ごとに街なみ形成に関するルールが定められているケースがあります。

各法律・条例等に基づく各種制度の指定状況（都市計画関係）

法律・条例	制度	本市での位置づけ	景観形成への効果
都市計画法	用途地域	宗像都市計画区域の市街化区域内	各地域の景観にふさわしくない用途等の建築物の立地防止
	地区計画	市内25地区で策定	景観を含めた各地区の特性に応じたまちづくりを推進するため、建築行為や開発行為を適正に規制・誘導
建築基準法	建築協定	公園通りで締結	法律に基づくルールの上乗せとして特定の地区の建築物に関する基準を設定
都市公園法	都市計画公園	都市計画区域内に設置	魅力ある景観要素となる公園整備
都市緑地法	緑地協定	市内2ヶ所で締結：アメニス自由ヶ丘、和歌美台の一部（どちらも第54条規定：宅地開発事業において分譲を受けた者が緑地協定に従うもの）	特定の地区におけるまとまった緑地の保全及び緑化の推進
福岡州市街化調整区域における開発許可等の基準に関する条例	区域指定	市内2地区が指定（池浦地区、武丸・富地原地区）	市街化調整区域における低密度かつ小規模な緑豊かな開発の誘導
宗像市まちなみ景観形成規則	まちづくり協定	旧唐津街道 原町（南郷地区）で締結	街なみ修景の取組みを実施

自然環境、歴史・文化の保全のための指定状況

自然環境や森林、農地に関しては、現状保全を基本とした各種法律・条例に基づき規制事項が定められています。その規制により、山間部や田園地帯などの開発が抑制され、結果的に里山景観や豊かな山なみの保全にもつながっています。

また、歴史や文化に関しては、文化財保護法及び同法に基づく県、市の条例により、指定を受けた文化財そのものが失われないように保護されており、各地域の歴史・文化的景観の保全につながっています。平成16年の法改正の際には、重要文化的景観の選定についても法の中に位置づけられており、文化財行政と景観行政をつなぎ、景観を文化的にも価値があるものとして指定する動きも全国的に見られています。

各法律・条例等に基づく各種制度の指定状況（自然環境、歴史・文化関係）

法律・条例	制度	本市での位置づけ	景観形成への効果
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	農振農用地、農振白地	景観要素である農地の保全、農地転用の防止
自然公園法	第1～3種特別地区（許可） 普通地区（届出）	自然公園内に設定（さつき松原、勝島、地島など）	土地の形状変更、工作物の新改増築、広告物の設置等の行為の規制
自然環境保全法	特別地区（許可） 普通地区（届出）	自然環境保全地域に指定（大島の一部、沖ノ島）	土地の形質変更、工作物の新改増築の行為の規制
森林法	保安林	市全域（主に山間部）に点在	景観要素である森林の伐採や開発の制限
文化財保護法 福岡県文化財保護条例 宗像市文化財保護条例	国、県、市指定文化財	建造物、記念物、民俗文化財等	景観要素である文化財の保全

屋外広告物に関する規制状況

本市では、現在、福岡県屋外広告物条例に基づき屋外広告物の設置行為の規制が行われており、広告物の種類ごとに定められた規格を満たしたものでなければ、設置が認められていません。規格を満たしたものであっても、常時または一定期間継続して屋外かつ公衆に設置する看板、立看板、はり紙、及びはり札、広告塔、広告板等に関してはすべて届出対象となり、設置にあたっては市への許可申請が必要です。

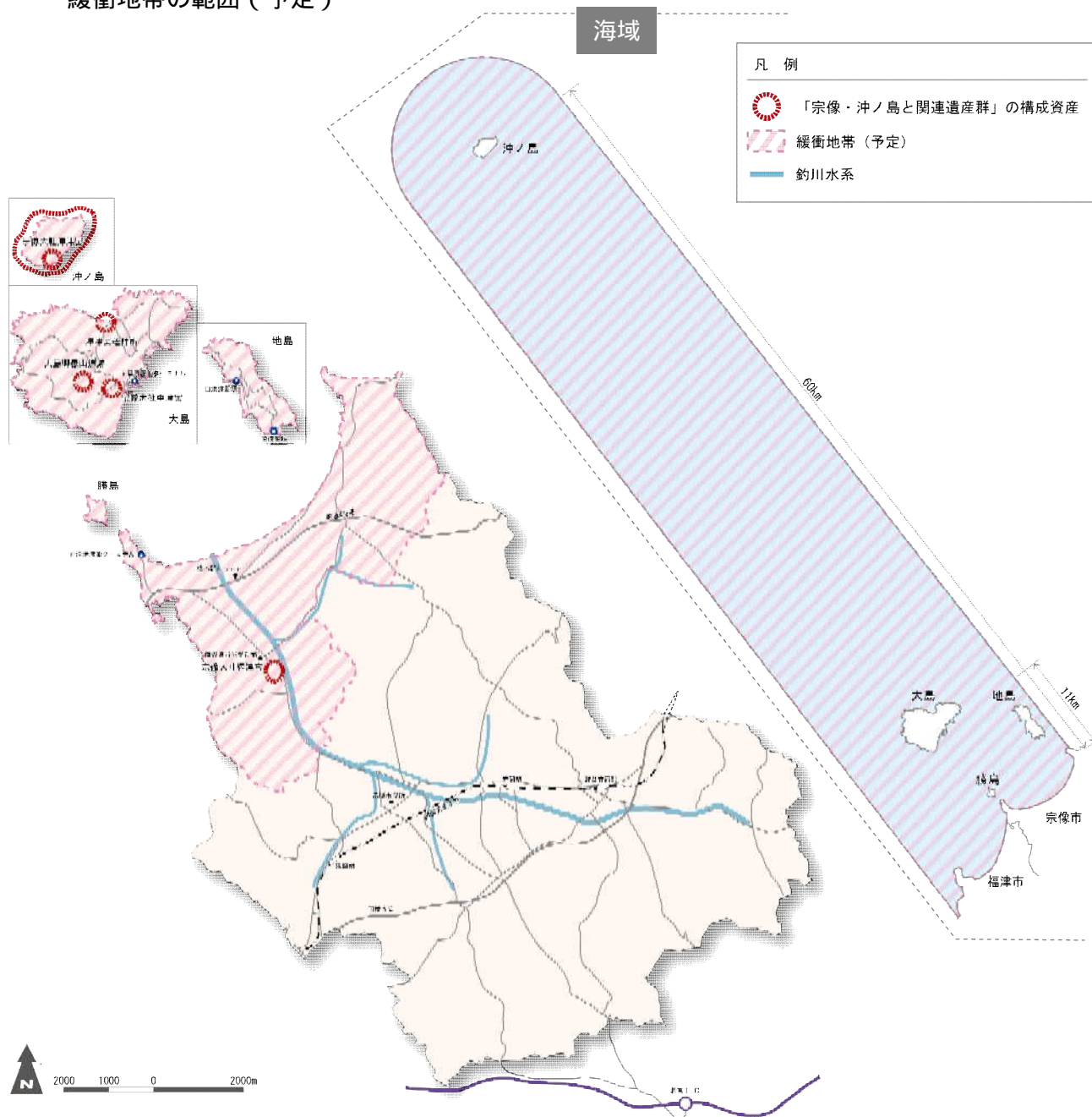
市全域が対象区域であるため、広くゆるやかに規制がかかっており、周囲の景観を阻害しないように一定の基準が設けられている状況です。

(3) 「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産登録の取組み状況

本市では、平成21年1月に「宗像・沖ノ島と関連遺産群」が国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の世界遺産暫定リストに記載されたことを受け、福岡県、福津市と共同で「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議を設置し、世界遺産登録に向けて官民一体となった取組みを行っています。

「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の構成資産には、本市にある沖ノ島や宗像大社が含まれており、その資産を適切に保全するための範囲として緩衝地帯が設定されています。緩衝地帯は、陸地だけでなく海域にも広く設定されています。この緩衝地帯の環境を維持するためには、法的又は慣習的手法による規制が必要であるとされており、景観形成のルールづくりは非常に重要な要素です。そのため、緩衝地帯を景観法に基づく景観計画に位置づけ、景観条例と合わせて法的根拠を持った規制を行い、適切に保全する必要があります。

緩衝地帯の範囲（予定）



(4) 市民活動団体等の景観に関連する活動状況

本市における景観まちづくりは、旧唐津街道の原町での街なみの修景事業や、住宅地におけるまちのルールづくりなどをはじめとして、各地域で進められています。

また、景観まちづくり活動の種類は、清掃活動、花植え、緑化、建物・看板の景観配慮、歴史的建物の保存・公開、祭りの継承、魅力的な景観の紹介・ガイド、教育など、多岐に渡ることが特徴です。

本市では市民活動が盛んであり、景観を守ることが主目的でない取組みであったとしても、結果として各地域の景観保全につながっている活動も多く見られます。そのため、今後景観まちづくりを展開していく上で非常にポテンシャルが高い地域であると言えます。

街なみ保全に関する活動

街なみ保全に関しては、唐津街道南郷協議会を中心とした旧唐津街道原町での街なみの修景事業に加え、平成 19 年に「ちょっとよりみち唐津街道むなかた」が九州風景街道に登録されたことにより、街なみと調和した灯籠、案内看板等の設置など、赤間宿を含め街道沿いの取組みがさらに盛んになっています。

また、平成 24 年に創設された第 1 回福岡県屋外広告景観賞を赤間宿に立地する勝屋酒造の看板が受賞しており、景観要素である屋外広告物の分野でも評価を受けています。

さらに、NPO 法人文化財保存工学研究室により、ザビエル記念聖堂の移築をはじめとした、文化財建造物や歴史的街なみの保存・活用に関する調査・指導・普及活動が行われています。



勝屋酒造の外観



移築されたザビエル記念聖堂

自然環境保全に関する活動

自然環境保全に関しては、さつき松原や釣川、四塚連山など、市の代表的な自然景観を保全する取組みが行われています。

城山、新立山、白山城址の登山道や自由の森遊歩道においても、自然環境の保全や各種整備が行われており、森林景観の保全につながっています。

また、クリーンアップむなかたを中心に各地域で清掃活動が実施されており、身の回りの景観の良好な状態を維持するために大きな役割を果たしています。



さつき松原での清掃活動

歴史・文化継承に関する活動

歴史・文化継承に関しては、宗像・沖ノ島世界遺産市民の会による「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産登録の推進をはじめ、各地域の歴史・文化の継承、祭りやイベントの実施継続など、市内の歴史・文化的景観を保全する活動を実施しています。

また、海の道むなかた館における本市の歴史の展示案内や、市民に身近な歴史について学ぶ場を提供する活動なども行われており、過去から未来へ本市の歴史・文化等を子どもたちにつないでいく取組みも進められています。



みあれ祭（陸上神幸）

観光・交流、情報発信に関する活動

景観まちづくりは、観光・交流におけるまちの魅力づくりと関係する要素です。宗像よしたけ山村興し協議会による正助ふるさと村・グローバルアリーナと連携した着地型観光の取組みや、吉武や赤間宿等での歴史観光のボランティアガイドの取組みは、本市の景観の魅力を市外の人に伝えるという意味で景観まちづくりの一端を担っています。



赤間宿でのボランティアガイド

市民活動団体等における景観まちづくりの状況

活動分類	主な取組み
街なみ保全	<ul style="list-style-type: none"> ・旧唐津街道原町での街なみの修景事業（唐津街道南郷協議会） ・文化財建造物及び歴史的街なみの保存・活用に関する調査・指導・普及活動（NPO 法人文化財保存工学研究室） ・第1回福岡県屋外広告景観賞「屋外広告景観賞」受賞（勝屋酒造） ・九州風景街道「ちょっとよりみち唐津街道むなかた」の取組み（唐津街道むなかた推進協議会） など
自然環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・釣川河口海岸の清掃活動（クリーンアップむなかた、釣川クリーン作戦実行委員会） ・釣川河口において、海の安全監視業務、マリンスポーツの推進（宗像ライフセービングクラブ） ・城山、新立山、白山城址の自然環境保全、登山道の整備など（城山、新立山、白山城址を守る会） ・自由の森遊歩道の整備・充実並びに景観改善を図るための活動（自由の森遊歩道を守る会） ・カノコユリが市の花であることの啓発・普及（むなかた「水と緑の会」） ・竹林整備、里山保全（NPO 法人宗像里山の会） ・さつき松原の保全（さつき松原管理運営協議会） など
歴史・文化継承	<ul style="list-style-type: none"> ・旧唐津街道赤間宿の歴史継承（赤馬塾） ・赤間地区における夢灯笼まつりの実施（夢灯笼まつり実行委員会） ・「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産登録の推進（宗像・沖ノ島世界遺産市民の会） ・市民に身近な歴史について学ぶ場を提供（むなかた歴史を学ぼう会） ・海の道むなかた館において、展示の案内や体験学習（地域学芸員） など
観光・交流、情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史観光のボランティアガイド、ガイドの育成（宗像歴史観光ボランティアの会、吉武歴史観光ボランティアの会、赤間宿観光ボランティアガイド） ・正助ふるさと村・グローバルアリーナと連携した着地型観光の推進（宗像よしたけ山村興し協議会） など